

平成31年度 清川村風しん予防接種(任意接種)費用 一部助成事業についてのお知らせ

風しんとは、風しんウィルスによっておこる、急性の発疹性感染症です。

風しんは、免疫のない女性が妊娠中に感染すると、胎児が風しんウィルスに感染し、白内障、先天性心疾患、難聴などを主な症状とする「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

このことから、清川村では、風しんの流行拡大と先天性風しん症候群を予防するための対策として、風しんの予防接種費用の一部助成を実施します。

実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

対象者

接種当日、清川村に住所を有し、過去に風しん予防接種を受けていない又は1回受けたことがあり、かつ風しんに罹患したことがない方のうち、次のいずれかに該当する方。

- 1 妊娠を希望または予定している満20歳以上の女性（妊婦は不可）
- 2 妊娠している女性の夫（年齢制限なし）
- 3 昭和33年4月2日から平成2年4月1日生まれの男性

※ただし、国の定期接種対象者（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方）を除く。

接種ワクチン

麻疹風しん混合ワクチン、もしくは風しん単体ワクチン

接種場所

協力医療機関

申込み方法

接種をご希望の方は、必ず事前に保健福祉センター1階・保健福祉課窓口にて申請をしてください。

窓口にて「清川村風しん予防接種申込書」を提出（妊婦の配偶者の方は、出生予定のお子さんの母子健康手帳を添えて）し、交付された「麻しん・風しん予防接種予診票」を協力医療機関に持参し、予防接種を受けてください。

村助成額

- ・麻しん風しん混合ワクチン 6,000円
- ・風しん単体ワクチン 4,000円

費用の自己負担額免除

村民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方などの支援給付を受けている方は、費用の自己負担額が免除になります。

該当する方は、保健福祉課窓口にお申し出ください。

注意事項

妊娠している女性への予防接種はできませんので、妊娠していないことを確認してください。また、接種後2か月は避妊が必要です。

お問い合わせ

清川村保健福祉課 Tel.288-3861（直通）